

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5871 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月10日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 過大役員給与の取扱い

Q：子供を役員にして給与を支給しようと思います。何か注意することはありますか？

A：不相当に高額と認められる給与は、損金として認められません。

【解説】

法人税では、役員に対する給与のうち、不相当に高額な部分の金額は、損金に算入できないこととなっています。

この場合の不相当に高額な部分の金額とは、次の2つの基準で求めた金額により判定され、いずれにも該当する場合は、いずれか多い金額となります。

① 実質基準

役員給与の額を次のイからホに照らしてその職務に対する対価として相当と認められる金額を超えているかどうかで判断する基準

- イ. その役員の職務の内容
- ロ. その法人の収益状況
- ハ. その使用人に対する給与の支給状況
- ニ. その法人と同種同規模法人の役員給与の支給状況
- ホ. その他の状況

② 形式基準

定款の規定又は株主総会等の決議により役員給与の限度額を定めている会社がある限度額を超えて支給していないかどうかで判断する基準

ちなみに、役員退職給与についても、給与と同様に、過大と認められる部分は損金に算入することが認められません。

